

学校だより

令和5年度忍小 学校教育目標

「みんなで つくる 楽しい忍小」

☆ちようせんしょう！☆つなごろう！☆学びつづけよう！

(かていすうはいふ)

しのぶ しょう つう しん 忍 小 通 信

令和5年度 第3号

令和5年5月1日発行

四條畷市立忍ヶ丘小学校

校長 香村 紀子

はや いっかげつ た
早くも一ヶ月が経ちました。よくがんばりましたね！



にゅうがくしき しぎょうしき はや いっかげつ た この間に、校庭のツツジは満開になり、藤棚のふじ みごと はな さ りっぱ はな ふさ た ことし ふじ さいこう こうむいん が教えてくださいました。

きょうしつ こ どもたちは、お つ がくしゅう ようす み ねんせい がっこうせいかつ な てきて、せんせい はなし をしっかり聞いています。あさ ようい じょうず 学年では、もう本格的な学習がスタートしています。グループで話し合いながら表をまとめたり、理科のじっけん をしたり、むづか かんじ がくしゅう ひょうじょう とく こ すがた たの 頼もしさを感じます。

こ どもたちは、あたらし きょうしつ ばしょ あたらし せんせい がくしゅう あたらし とも かんけい あたらし ドキドキしながら過ごしていることにまちがいありません。ひとによって、そのドキドキの感じ方は違うため、表現のされかたにも違いがあります。ドキドキしながらの過ごしてきた子どもたち(大人も?)にとって、ゴールデンウィークは、心の休憩ができるチャンスです。すこ ゆっくり すごしたり、たの じかん おく ころ ため、また 5月8日から一学期の終わりまで、みんなでがんばっていきましょう！



こじんこんだんかい 個人懇談会 ありがとうございます。

はる すこ さむ についで いそが なか らいこう 春にしては少し寒い日程でした。お忙しい中、ご来校いただきありがとうございます。ほごしゃ かた こ はなし たいへんきちょう じかん も 保護者の方からお子さまのお話をうかがうことができ、大変貴重な時間を持つことができました。この懇談会を機に、ほごしゃ かたがた れんけい こ どもたちの学校生活を支えていきたいと思ひます。今後ともよろしくお願ひいたします。

【学校にはいろいろな相談窓口があります!】

子どもたちや保護者の方々が、なにか不安に思ったり、だれかに話を聞いてほしいと思ったりしたときに、相談できる窓口がいろいろあります。

まずは担任が、一番身近な相談窓口であることも確かですが、例えば子どもの悩みはあまり身近な人には打ち明けにくかったりします。そこで、学校にあるいろんな相談窓口をご紹介します。

支援教育コーディネーター

主に子どもたちの発達や特に苦手なことなどで気になっていることについて、ご相談いただける窓口です。担任にご相談いただいた場合も、支援教育コーディネーターと共有し、校内体制で児童理解をすすめ対応を協議していきます。

☆ 神野 麻美

つうきゅうしどうきょうしつたんとうきょういん
(通級指導教室担当教員)

☆ 田村 千春

おんがくせんかたんとうきょういん
(音楽専科担当教員)



スクールカウンセラー

スクールカウンセラーは、学校で活動する心理の専門家です。子どもたちの学校教育活動を心理面からサポートしてまいります。

☆ 小寺 五三子SC

こんにちは、SCの小寺五三子(こてらいさこ)です。昨年度に引き続き、月1~2回、木曜日に、忍ヶ丘小学校に来ることになりました。勤務時間は原則10時から16時45分です。何か心にひっかかることがあったら遠慮なくご相談ください。5月は11日(木)25日(木)の予定です。また、月1~2回、水曜日にフリールームなわて(中野新町11-31)でもご相談を受けております。5月は10日(水)24日(水)の予定です。学校を通じてでも直接お電話(072-878-7710・9時半から16時半まで)いただいても予約可能です。心配事は一人で抱えないほうがこころの健康につながります、ぜひご利用くださいね。

小寺SCとのカウンセリングをご希望の際は、忍ヶ丘小学校 教頭 美好までご連絡いただきますようお願いいたします。

四條畷市では、「小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドライン(令和元年12月25日四條畷市教育委員会)」を策定し、そのガイドラインに沿って対応しています。ガイドラインでは、

- ① 携帯電話等の学校への持ち込みは原則禁止であること
- ② 特別な事情がある場合には、学校に「申請・同意確認書」を提出し、許可を求めること



など、大切なことが挙げられています。「小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドライン」(四條畷市HP 教育委員会 教育支援センターのページに掲載)をご確認いただき、「申請・同意確認書」が必要な場合には、担任までお申し出ください。なお、この「申請・同意確認書」は、毎年度、提出が必要です。